

第4章 ドメイン名をめぐる紛争及び紛争処理体制の動向

第4章 ドメイン名をめぐる紛争及び紛争処理体制の動向

4.1. ドメイン名紛争の概況

4.1.1. ドメイン名紛争処理の種類

「ドメイン名紛争」といえば、これまでは、登録済みドメイン名をめぐる、登録者とドメイン名の移転等を求める第三者間の紛争のみを指していた。

しかしながら、ICANN において「Policy on Transfer of Registrations between Registrars(レジストラ変更(レジストラ間のドメイン名移転)に関する新ポリシー)」が2004年7月12日に発表され、同年11月12日より施行された結果、もう1種類のドメイン名紛争が制度化されるに至った。すなわち、登録ドメイン名の移転をめぐるレジストラ間の紛争である。

そこで本章では、この2種類の紛争処理の動向について述べる。

4.1.2. gTLD における、商標権等にかかわるドメイン名紛争

商標権等にかかわるドメイン名をめぐる紛争解決のためのUniform Domain Name Resolution Policy¹(統一ドメイン名紛争処理方針、以下「UDRP」という)及び、Rules for Uniform Domain Name Resolution Policy²(統一ドメイン名紛争処理方針のための手続規則、以下「UDRP Rules」という)が、添付参考資料(1)(93頁)の経緯で1999年10月にICANNにおいて採択されてから、既に丸5年半程が経過した。UDRP 及び UDRP Rules の採択を受けて、1999年12月にWIPOがICANN認定の紛争処理機関として最初のgTLDに関するドメイン名紛争の申立を処理してから現在に至るまで、これまで下記の5つの機関がgTLDに関するドメイン名紛争を処理しており、その処理件数は以下のとおりである。

WIPO	(World Intellectual Property Organization、 1999/12/1 ~)
NAF	(The National Arbitration Forum、 1999/12/23 ~)
CPR	(CPR Institute for Dispute Resolution、 2000/5/22 ~)
ADNDRC	(Asian Domain Name Dispute Resolution Centre、 2002/2/28 ~)
eRes	(eResolution) ³

¹ UDRP原文 : <http://www.icann.org/udrp/udrp-policy-24oct99.htm>

UDRP 日本語訳 : <http://www.nic.ad.jp/ja/translation/icann/icann-udrp-policy-j.html>

² UDRP Rules : <http://www.icann.org/udrp/udrp-rules-24oct99.htm>

UDRP Rules 日本語訳 :

<http://www.nic.ad.jp/ja/translation/icann/icann-udrp-rules-j.html>

³ eResは、2001年11月をもって活動を停止した

表 4-1 紛争処理機関別処理件数推移⁴

	WIPO	NAF	CPR	ADNDRC	eRes	合計
1999	1					1
2000	1841	860	19		250	2970
2001	1506	836	14		96	2452
2002	1181	870	32	33	-----	2116
2003	1053	854	24	26	-----	1957
2004	1110	922	9	20	-----	2061
2005	302	267	0	1	-----	570
	6994	4609	98	80	346	12127

上記の数字を見る限りでは、UDRP 及び UDRP Rules に基づくドメイン名紛争処理システムが本格稼働し始めた 2000 年をピークに処理件数は減少し、ここ数年は、横ばい傾向にあるといえるようである。また、WIPO の知名度ゆえであろうか、例年、申立全体の 6 割前後は申立先が WIPO に集中している。

なお、UDRP 及び UDRP Rules に基づくドメイン名紛争処理における主な争点上の判断基準は、添付参考資料(3)(98 頁)のようになっている。これを見る限りでは、UDRP 及び UDRP Rules 下での紛争処理システムの運用は安定しているようである。

4.1.3. ccTLD における、商標権等にかかわるドメイン名紛争

ccTLD における、商標権等にかかわるドメイン名紛争処理体制については、大きく 2 つに分けることができる。1 つは、UDRP の内容をそのまま自国の ccTLD におけるドメイン名紛争に取り込んでいる場合、もう 1 つは、自国 ccTLD をめぐるドメイン名紛争処理システムを自国で構築している場合である。

前者については、自国では紛争処理のための機関を持たずに UDRP に依拠する国が多く、紛争処理手続も ICANN の認定機関に依頼しているところが多い。また、後者は、更に 2 つに分けることができ、1 つは、UDRP に倣う形で自国 ccTLD ドメイン名紛争のための処理手続を設けている国で、もう 1 つは、UDRP を一応は参考にする等しながらも独自の紛争処理手続を設けて運用しているか、あるいは、ドメイン名紛争のためのルール等を特に持たず、実体法による解決に委ねている国である。

4.1.3.1. UDRP に依拠する ccTLD ドメイン名紛争

次ページの表は、WIPOにccTLDの紛争処理を依頼している国の一覧である⁵。

⁴ 2005 年の処理件数は、3 月 24 日現在のものである

⁵ WIPOにccTLDの紛争処理を依頼している国の一覧

第1部 第4章 ドメイン名をめぐる紛争及び紛争処理体勢の動向

これらの中にも、UDRPの内容をそのまま自国のドメイン名紛争処理手続に取り込んでいる国と、UDRPに倣う形で自国 ccTLD ドメイン名紛争のための処理手続を設けている国がある。また、WIPOのみに紛争処理手続を依頼している国もあるが、その他の ICANN 認定紛争処理機関（主に記述の NAF、CPR、ADNDRC）にも併せて依頼している国もある。

- : WIPO のみに紛争処理を依頼している国
- : WIPO を含め 4 機関に紛争処理を依頼している国
- : その他

WIPOがドメイン名紛争を扱うccTLD ⁶			
.ac	Ascension Island	.md	Republic of Moldova
.ae	United Arab Emirates	.mw	Malawi
.ag	Antigua and Barbuda	.mx	Mexico
.am	Armenia	.na	Namibia
.as	American Samoa	.nl	Netherlands
.au	Australia	.nu	Niue
.bs	Bahamas	.pa	Panama
.bz	Belize	.ph	Philippines
.cc	Cocos Island	.pl	Poland
.cd	Democratic Republic of the Congo	.pn	Pitcairn Island
.ch	Switzerland	.re	Reunion Island
.cy	Cyprus	.ro	Romania
.dj	Djibouti	.sc	Seychelles
.ec	Ecuador	.sh	St. Helena
.fj	Fiji	.tk	Tokelau
.fr	France	.tm	Turkmenistan
.gt	Guatemala	.tt	Trinidad and Tobago
.ie	Ireland	.tv	Tuvalu
.ir	Islamic Republic of Iran	.ug	Uganda
.ki	Kiribati	.ve	Venezuela
.la	Lao People's Democratic Republic	.ws	Samoa
.li	Liechtenstein		

(以上 43ccTLD)

表 4-2 WIPO がドメイン名紛争を扱う ccTLD

<http://arbiter.wipo.int/domains/cctld/index.html>

⁶ WIPO Webサイトより : <http://arbiter.wipo.int/domains/cctld/index.html>

なお、上記各ccTLDの紛争処理制度の詳細については、WIPOのWebサイト内のccTLD検索画面で見ることができる⁷(但、同検索画面は、情報更新が2004年5月頃で止まっているようである)。

4.1.3.2. その他の ccTLD におけるドメイン名紛争

独自のドメイン名紛争のための処理手続を設けて運用しているか、あるいは、ドメイン名紛争のためのルール等を特に持たず、実体法による解決に委ねている国には、カナダ・米国・韓国等がある。

4.1.3.3. 我が国の ccTLD (JP ドメイン名) におけるドメイン名紛争

JPドメイン名の紛争処理は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター⁸(以下、「JPNIC」という)が、UDRP及びUDRP Rulesに倣う形で制定したJP-DRP及びJP-DRP手続規則により処理される。これらは、2000年7月19日に制定され、同年11月10日施行された。その策定、及びJP-DRP及びJP-DRP手続規則施行に合わせて実体法の改正が行われた経緯は、添付参考資料(2)(95頁)のとおりである。

JP-DRP及びJP-DRP手続規則の施行を受けて、2000年11月に当時の工業所有権仲裁センター(現在の日本知的財産仲裁センター⁹)が最初のJPドメイン名に関する申立を処理してから現在に至るまで、同センターには30件の申立があった(申立後取下げられたもの3件を含む)。なお、2005年3月現在、同センターは、JPNICが認定している唯一のJPドメイン名紛争処理機関である。

ちなみに、JP-DRPに基づくこれまでの申立件数を年別に見てみると以下のとおりである。JP-DRP及びJP-DRP手続規則の運用が本格化した2001年をピークに減少気味で、2004年は4件の申立が行われたのみであった。2005年については、2005年3月23日現在まだ1件も申立はなされていない。残念ながら、この数字を見る限りでは、JP-DRP制度は十分に活用されているとは言い難いようである。

⁷ 検索画面：http://arbiter.wipo.int/domains/cctld_db/index.html

⁸ その後、JPドメイン名のレジストリ業務は、2000年12月に設立された株式会社日本レジストリサービス(Japan Registry Service Co., Ltd. <http://jprs.co.jp>)に移管され、同社は2002年4月よりJPドメイン名のレジストリ業務を行っている。2005年3月、同社が、JPドメイン名の登録・管理を行う国内唯一のレジストリである。

⁹ 日本知的財産仲裁センター：日本弁護士会連合会及び日本弁理士会により共同で設立された、知的財産の紛争処理等を行うADR(裁判外の紛争解決手段)機関。その事務局は、日本弁理士会東京本部内(霞ヶ関)にある。

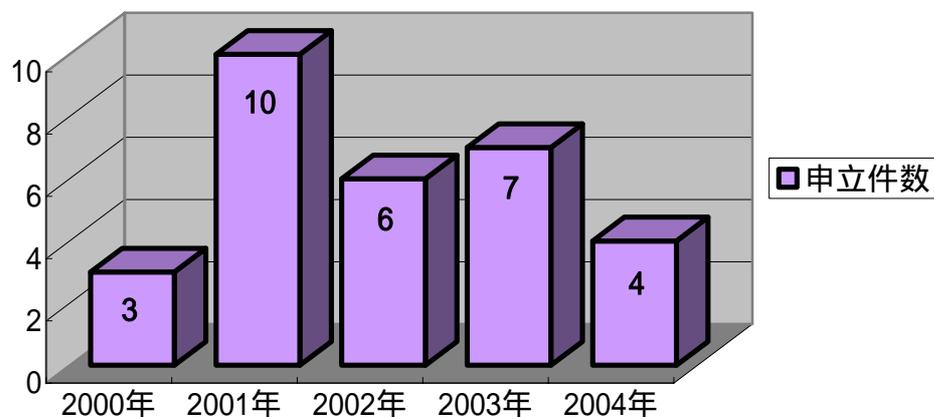
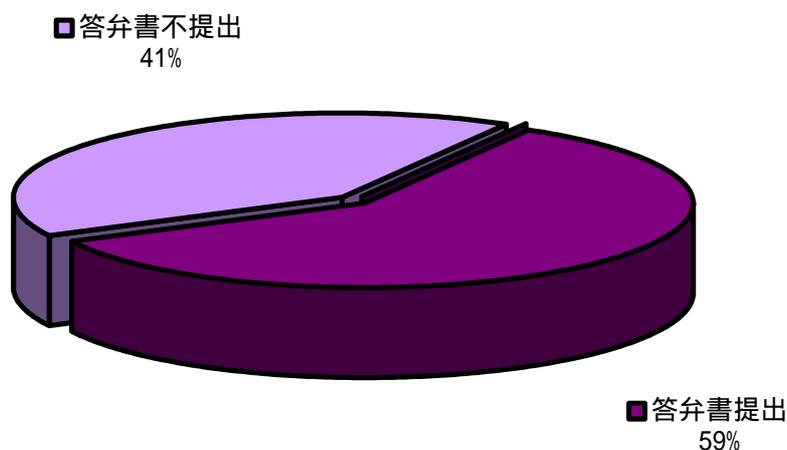


図 4-1 JP-DRP に基づくドメイン名紛争申立件数

なお、JP-DRP におけるドメイン名紛争のケースでは、1:単純なサイバースクワッティング事例が少ない、2:答弁書の不提出は、UDRP におけるそれ（公式な統計はないが 40%位と推定されている）と大体同程度である（30 件の申立のうち、3 件の取下事案を除けば、残りの 27 件中 16 件（約 59%）が答弁書を提出している。）3:申立が容認され、移転が命じられる割合が UDRP におけるそれ（65～68%位）に比してかなり高い（30 件中 3 件の取下事案を除けば 22 件（約 81%）について移転裁定が出されている）等の傾向がある。

図 4-2 答弁書提出の割合



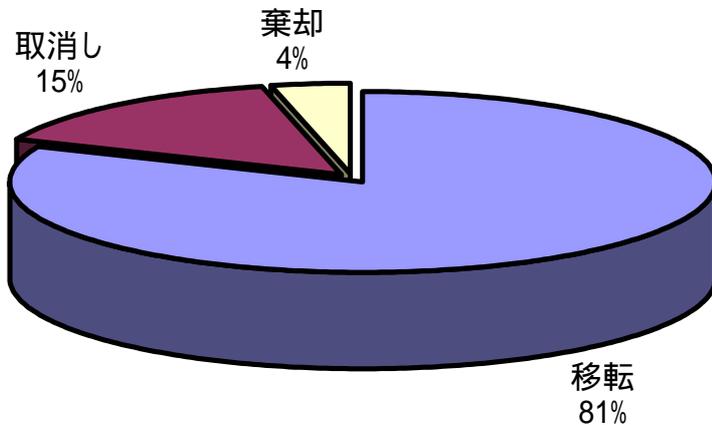


図 4-3 裁定結果

JP-DRP下の裁定では今のところ答弁書不提出にも拘らず申立人の主張が認められなかった事案はないが（そもそも、JP-DRP下の裁定は高い割合で（その是非はともかく）申立人の主張を認めている）しかし、UDRP下の裁定の中には、答弁書不提出の場合でも申立人の請求を認めなかったものもある¹⁰。

4.1.4. TDRP に基づくドメイン名の移転に関する紛争処理

4.1.4.1. TDRP に基づくドメイン名の移転に関する紛争処理成立の経緯

2004年7月12日、ICANNは、「Policy on Transfer of Registrations between Registrars(レジストラ変更(レジストラ間のドメイン名移転)に関する新ポリシー)」¹¹を新たなポリシーとして発表し、同ポリシーは、同年11月12日より施行された。同ポリシーは、ドメイン名登録者が、レジストラを変更しようとする際の手続を明確化したものである。

新ポリシー策定の経緯については、既に第2章「ドメイン名の競争環境整備に関する動向」の中の2.2.1.「登録済みドメイン名のレジストラ変更にまつわる問題」(20頁)ないし2.2.1.4.「新ポリシーにおける問題解決の仕組み」(22頁)において言及した。

¹⁰ Vertical Computer Systems, Inc. v. Registrant of "pointmail.com" WIPO Case No. D2001-0006 [pointmail.com]

¹¹ 新ポリシー原文：Policy on Transfer of Registrations between Registrars <http://www.icann.org/transfers/policy-12jul04.htm>
2004年11月12日以降の全てのレジストラ変更に応用される。

第1部 第4章 ドメイン名をめぐる紛争及び紛争処理体勢の動向

このポリシーにより、レジストラ変更に関する紛争は、「Registrar Transfer Dispute Resolution Policy (移転に関する紛争処理方針、TDRP)」(新ポリシー公表日と同日の2004年7月12日策定)に従わなければならないとされ、この結果、UDRP及びUDRP Policyに基づく、商標権を基準としたドメイン名の移転や取消しを求めるドメイン名紛争とは異なる基準に基づくドメイン名に関する紛争のシステムができあがったものである。

TDRPに基づくドメイン名紛争についても一応ここで述べておくことにする。

4.1.4.2. 移転に関する紛争処理機関

現在、TDRPの紛争処理機関としてICANNが認定しているのは、以下の2機関である。

- The National Arbitration Forum [NAF]¹²
- Asian Domain Name Dispute Resolution Centre [ADNDRC]¹³

ICANNがTDRPに基づくレジストラ間のドメイン名移転に関する紛争を扱う機関を募ったところ、上記2機関が応募したため、これらの2機関がICANNの認定を受けるに至った。なお、WIPOは、応募しなかったが、これは、TDRPに基づくレジストラ間のドメイン名移転に関する紛争は、WIPOが扱う知的財産権とは関連性がないためと思われる。

NAFのWebサイト上の検索エンジンでは、2005年3月24日現在、TDRPに関するNAFへの申立は1件もみつからない。

また、ADNDRCに至っては、Webサイト上TDRPについて全く言及しておらず、TDRPに基づく申立の件数等についての記載もないため、同機関におけるTDRPの利用状況は不明である。ADNDRCのWebサイトを見る限りでは、ADNDRC自身、TDRPについてあまり重きを置いているようには見受けられない。

これらを見る限り、TDRPはほとんど利用されていないのが現状だといって良いだろう。その原因としては、手続の煩雑さ、既述の新ポリシーの施行により、レジストラ移転をめぐるトラブルが解消・減少した、TDRP自体が4ヶ月半程しか経過していないため、等のいくつかの理由が考えられるが、真実は不明である。

¹² The National Arbitration Forum :
<http://www.arb-forum.com>

¹³ Asian Domain Name Dispute Resolution Centre:
<http://www.adndrc.org/adndrc/index.html>

4.2. ICANN における WIPO セカンド・プロセス要請の検討

4.2.1. WIPO セカンド・プロセスとは

ドメイン名紛争に関連する ICANN における動きとして、WIPO セカンド・プロセスを挙げておきたい。

「WIPO セカンド・プロセス」とは、正式名称を、「the Second WIPO Internet Domain Name Process」といい、2003年2月21日付の、WIPOよりICANNに対する文書による検討要請である（「WIPO 」と呼ばれることもある）。

WIPO は、2000年7月、WIPO メンバー国の要請により、下記5種類の識別名について、ドメイン名登録上の保護が必要であるか否かの検討を開始した。

- International Nonproprietary Names for pharmaceutical substances (INNs) (医薬品国際一般名称)
- The names and acronyms of international intergovernmental organizations (IGOs) (国際的な政府間機関名)
- Personal names (個人名)
- Geographical identifiers and trade names (地理的名称及び商号)

上記要請は2001年及び2002年に開催された「the WIPO Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications」(商標法、意匠法及び地理的表示に関する常設委員会)において検討され、2002年10月、WIPOの最高機関である「General Assembly」(一般総会)は、上記5種類の識別名称のうち、「国際的な政府間機関名(IGOs)」及び「地理的名称(Geographical identifiers)」を含む国家名の2つについては、UDRP上保護が与えられるよう、UDRPを改訂すべきとの要請をICANNに提出すべきであると決定した¹⁴。

その後、既述のとおり、2003年2月21日付で、WIPOよりICANNに対して、文書により正式に検討要請が提出された。これが「WIPOセカンド・プロセス」である。UDRPが策定された1998年当時の、WIPOによる周知著名商標の保護等の検討（「WIPOプロセス」「WIPOファースト・プロセス」と呼ばれている）に対比して、このように呼ばれている。なお「WIPOセカンド・プロセス」は、ICANN Webサイトにおいて公開されている¹⁵。

¹⁴ 但し、IGOsの保護要請については、米国が決定の採決において棄権し、Geographical identifiers「地理的名称」を含む国家名の保護要請については、オーストラリア・カナダ及び米国が棄権し、日本は、国家名の保護の法的な裏付けについて検討するべきとの留保をつけた。

¹⁵ WIPOセカンド・プロセス：

「Letter from Francis Gurry, WIPO, to Vint Cerf and Stuart Lynn」
<http://www.icann.org/correspondence/gurry-letter-to-cerf-lynn-21feb03.htm>

4.2.2. WIPO セカンド・プロセス要請のドメイン名紛争処理への影響

ICANN は、WIPO セカンド・プロセスを検討するために、2003 年 10 月に Joint Working Group を結成したが、ここでの議論にはほとんど進展がないようである。もし同プロセスがWIPOの要請する形で実現することになればUDRPは大幅に修正されることになる。それにより、国際的な政府間機関¹⁶ や「地理的名称」を含む国家が、これらの名称を含むドメイン名を所持している登録者に対して移転や取消しを求めることができることとなる。なお、WIPOは、セカンド・プロセス内において、UDRPが修正されるべきであるとしている。

4.2.3. WIPO セカンド・プロセス要請内容の是非

しかしながら、国際的な政府間機関や「地理的名称」を含む国家の名称を UDRP が保護すべきであるとの要請の根拠はどこにあるのだろうか。WIPO は、メンバー国の要請に基づいてセカンド・プロセスを提出したが、その根拠付けについての検討は必ずしも十分ではないように思われる。

なお、現在、国家名を含むドメイン名については、国家が取得を希望する場合で登録者との間に話し合いが成立した場合には、国家が登録者から買取っているのが現状である。その例として、[NewZealand.COM]は 50 万ドルでニュージーランド政府が譲受け、[Australia.COM]は巨額の金員の支払いと引換えにオーストラリア政府が譲受けた等がある。

¹⁶ 「国際的な政府間機関」とは、具体的には、国連・ユニセフ・世界銀行・世界保健機構・国連難民高等弁務官事務所等々を指す

参考資料

(1) UDRP 及び UDRP Rules の策定

1990年代初頭頃よりインターネットが一般社会に普及し始め、特にその後1990年代中頃よりインターネットやドメイン名の商取引上の利用が本格化した結果、ドメイン名と既存の価値である商標やサービス・マーク、商号、著名名称等間に衝突が生じた。このような衝突は、ドメイン名と既存の価値との調整が用意されていなかったため、必然的に発生してしまったといえる。

IPアドレス及び各IPアドレスに対応するドメイン名は、本来、いわば、インターネット上の住所に過ぎないはずであった。また、ドメイン名を登録するという行為に法的な「権利」性がある訳ではなく、希望するドメイン名が未登録であれば先着順で誰でも登録することが可能である（先願主義）。

一方、商標やサービス・マーク、商号、著名名称等は、主に、扱っている商品やサービス（役務）の識別、営業上の表示、あるいは営業上の信用の保護等を目的とし、これらに法的な保護が与えられるものである。しかし、インターネットの商取引上の利用が本格化すると、著名な名称や良く知られた商号を含むドメイン名の取得や高額な金員と引換えの売却目的での登録（いわゆる、「サイバースクワッティング」）が相次いだ。しかし、このような事態に直面し、商標権者等がサイバースクワットされたドメイン名に対して自身の権利を主張できるか、できるとしたらその根拠はどこにあるのか、という、既存の実体法制度では解決がつかない課題が発生し、ここに何らかの調整が必要になったのである。こうした経緯でUDRP及びUDRP Policyは策定された。

UDRP 及び UDRP Policy 策定経緯を以下に示す。

1996年11月	IAHC（International Adhoc Committee） ¹⁷ 発足
1998年1月	米国政府、「インターネットの名前及びアドレスの技術的管理の改善についての提案（A PROPOSAL TO IMPROVE

¹⁷ IAHC：gTLDの運営管理を改善することを目的として発足した国際臨時特別委員会。ISOC、IANA、ITU、WIPO等のメンバーにより構成され、1997年2月、最終報告書を発表した。1997年5月にはその役割を終え、解散した。

第1部 第4章 ドメイン名をめぐる紛争及び紛争処理体勢の動向

	TECHNICAL MANAGEMENT OF INTERNET NAMES AND ADDRESSES)」(通称「グリーン・ペーパー」)発表。
1998年6月	米国政府、グリーン・ペーパーに対して寄せられたコメントを反映した「インターネットの名前およびアドレスの管理 (Management of Internet Names and Addresses)」(通称「ホワイト・ペーパー」)発表 ¹⁸ 。
1998年7月	WIPO、ホワイト・ペーパーを受けて検討開始、3回のパブリックコメント要請や公聴会開催。
1999年4月	WIPO、「ドメイン名プロセスに関するWIPO最終報告書」を作成、ICANN理事会に上げる。ICANNは、DNSO ¹⁹ において検討・議論。UDRP及びUDRP Rulesのドラフトを作成・公表。Webサイトにドラフトを掲載し、パブリックコメントを求める。
1999年10月	UDRP 及び UDRP Policy、正式採択。
1999年12月	WIPO、1件目のドメイン名紛争申立を受領する。

¹⁸ ホワイト・ペーパーは、ドメイン名やIPアドレスの管理・調整のために非営利法人を設立するとしており、グリーン・ペーパー、ホワイト・ペーパーの流れから、ICANNが設立されるに至った。

¹⁹ DNSO: Domain Name Supporting Organization。ICANN設立以降2002年までICANNの3つのSupporting Organizationの一つでドメイン名に関する支持組織だった。その後2002年のICANN改革を受けて、gTLDに関する事項を扱う機能はGNSOに、ccTLDに関する事項を扱う機能はccNSOに引き継がれている。

(2) JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則の策定及び不正競争防止法の改定

JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則策定経緯は以下のとおりである。

- | | |
|----------------|---|
| 1999年12月 | ドメイン名紛争処理制度を検討するために、「ドメイン名登録に関する紛争解決ポリシーに関するタスクフォース (Domain Name Dispute Resolution Task Force)」設置。 |
| 2000年2月・3月・4月 | 同タスクフォース会合を行う。 |
| 2000年4月 | 上記タスクフォースから、JPNIC 運営委員会に第1回答申が提出される。 |
| 2000年5月 | 第1回答申に対するコメントを募集。 |
| 2000年6月(2回)・7月 | 同タスクフォース会合を行う。 |
| 2000年7月11日 | 上記タスクフォースより、最終答申が提出され、JPNIC 理事会で承認される。 |
| 2000年11月10日 | JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則施行。 |
| 2000年11月 | 工業所有権仲裁センター、1件目の申立を受領する |
| 2004年2月 | JPNIC、JP-DRP 第5条(b)(vii)の脱字を修正することを理事会で承認。 |

不正競争防止法平成13年改正

その他、JP ドメイン名紛争に関連して、不正競争防止法の2001(平成13)年の改正に言及しておかなければならない。

JP-DRP は、裁判外で当事者間の紛争に決着をつける制度、という意味では ADR (Alternative Dispute Resolution「裁判外紛争解決」)の一種といえるが、その結果は最終的に当事者を拘束しない点で仲裁とは異なるものである。JP-DRP 第4条k.項には、「いずれの当事者も、このJP ドメイン名紛争処理手続の開始前、継続中または終結後のいずれの段階においても、当該ドメイン名の登録に関して裁判所に出訴することができる。本条に定めるいかなる要件も、本項による当事者の出訴を妨げるものではない。」とあり、申立人・登録者のいずれにも、JP-DRP に基づく紛争処理手続開始後も訴訟を提起する機会を保証している。

JP-DRPは、ドメイン名の登録の時点で、これから登録しようとするドメイン名に対して万一将来移転あるいは取消しを求める申立がなされた場合には、JP-DRPに基づく裁定に服する旨を予め登録者に同意させることによって、将来的に拘束力を持つも

第1部 第4章 ドメイン名をめぐる紛争及び紛争処理体勢の動向

のである（「属性型（組織種別型）・地域型JPドメイン名登録等に関する規則」²⁰、「汎用JPドメイン名登録等に関する規則」²¹）。2005年3月現在、JPドメイン名の登録・管理機関である株式会社日本レジストリサービスが（同社設立以前はJPNIC自身が）JPドメイン名の登録を行っている唯一のレジストリである（あった）以上、同社が提供する登録約款に同意せずしてJPドメイン名を登録することはできないのであるから、登録者がJP-DRPに基づく紛争処理に拘束されることに予め同意していなかったため手続きを開始できない、という問題は発生しない。

しかし、JP-DRP外での、ドメイン名の登録それ自体をめぐる紛争については、これを拘束する法的な規定は特になかったため、ここにJP-DRPと既存の実体法との間に大幅な食違いが生じてしまい、DRPに基づく裁定が当事者を最終的に拘束しない以上、この食違いを修正する必要性が生じた。不正競争防止法の2001（平成13）年の改正はこのような必要性によるものであった。その結果、同法第2条1項「この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。」の12号として「不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するものをいう。）と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為」との一文が追加された。これにより、不正の利益を得る目的あるいは他人に損害を加える目的のドメイン名登録が「不正競争行為」の一形態として定義付けられた（なお、ドメイン名の使用に限らず、ドメイン名の取得や保有も「不正競争行為」とされる）。改正不正競争防止法は、2001（平成13）年6月29日に公布され、その後同年12月25日に施行された。

同法同条同項同号は、「不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的」と、図利加害目的を主観的要件としている（なお、特定商品等表示が周知あるいは著名でなければならないということはない）。しかし、このような不正競争防止法の条文の修正によっても、JP-DRPに基づくドメイン名紛争における「不正の目的」の判断基準と不正競争防止法における「図利加害目的」の具体的な認定基準やこれらの運用が完全に一致したということではない。

また、ドメイン名が特定の商標権を侵害する場合には、商標法に基づく差止等の対象となり得ようが²²、「侵害」の有無の判断は、問題のドメイン名の利用の実態やそのド

²⁰第40条（紛争処理）「登録者は、その登録にかかる属性型地域型JPドメイン名について第三者との間に紛争がある場合には、紛争処理方針に従った処理を行うことに同意し、当社はJPNICの認定する紛争処理機関の裁定に従った処理を行う。」

²¹第37条（紛争処理）「登録者は、その登録にかかる汎用JPドメイン名について第三者との間に紛争がある場合には、紛争処理方針に従った処理を行うことに同意し、当社はJPNICの認定する紛争処理機関の裁定に従った処理を行う。」

²²商標法第36条1項：「商標権者又は専用使用権者は、自己の商標権又は専用使用権

メイン名により運営されるWebサイトの内容（その中で特定の商品や役務を取り扱っているか等）や同ドメイン名の使用実態により判断されるもので、ドメイン名の取得・登録それ自体について商標権の侵害は認めることはできないであろう。

なお、使用の実態を判断するに際して、ドメイン名そのものとドメイン名により表示されるWebサイトを分けて扱う考え方もあるようだが（すなわち権利侵害をしているのはWebサイトであって、ドメイン名そのものではないとの考え方）、あまりここでは検討する必要性がないと思われるのでここではこれ以上は触れない。

を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。」、同2項「商標権者又は専用使用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。」

(3) gTLD をめぐるドメイン名紛争の傾向と主な争点における判断基準

1. gTLD をめぐるドメイン名紛争の全体的傾向

2004年10月28日及び29日、スイスのジュネーブ所在のWIPO本部において、「WIPO Workshop on Domain Name Dispute Resolution」が行われた。このワークショップは、2002年より例年同時期に開催されているもので、ドメイン名紛争に当事者または法律顧問として関与する可能性のある人を主な対象とし、UDRPを解説する目的の下に行われたものである。

同ワークショップでは、WIPO 仲裁センター幹部数名及び著名パネリスト3名（Scott Donahey、Tony Willoughby、Dennis Foster）が講師を務め、（1）ドメイン名紛争や紛争処理方針の歴史や制度・手続の解説、（2）UDRP 紛争処理方針・UDRP 手続規則・仲裁センター補則の重要条文解説、（3）重要事例の紹介や裁定の判断上の重要ポイントをめぐるパネリスト間の心証や判断基準の解説、（4）参加者に事前に送付された模擬ドメイン名紛争例の処理方針を巡る参加者間のディベート及びこれに対するパネリストからのコメント、等が主な内容だった。

現実にはパネリストとして裁定判断をしている人物より具体的な判断基準を聞くことができたという点で、同ワークショップは、非常に価値あるものだった。

以下、gTLD をめぐるドメイン名紛争について、UDRP における判断の全体的傾向に重要なポイントについて言及する。特にドメイン名紛争パネリスト経験者の見解や心証のうちパネリスト間に相違がある点に着目した。

パネリスト、Scott Donahey も述べているとおり、全体の99%以上は見解は統一されているのであって、WIPO における手続きが指名されたパネリストの心証次第で結論が大きく左右されるような、不安定な運営状況にある訳ではない。

なお、全体的に、当初に比べて、単純なサイバースクワッティング事例は減り、紛争の事例は細分化する傾向にあるということである。

2. gTLD をめぐるドメイン名紛争における主な争点とその判断基準

1. 商標権

商標（trademark or service mark）、未登録の権利（unregistered rights）、コモン・ロー上の権利（Common Law trademarks）の成立

申立に際して、申立人は、その1. 紛争対象のドメイン名が、申立人の有する商標と同一または類似であること、その2. 登録者が当該ドメイン名について正当な利益や権利を有していないこと、その3. 当該ドメイン名が悪意により登録かつ使用されていること、の3項目を主張（assert）しなければならない（UDRP 第4節の a.(ii)）。そして、ここで問題になるのは、第2項目である（なお、これに倣い、JP-DRPにも

同様の規定がある²³）。というのも、第2項目は、「ないこと」についての主張（これは、事実上「立証」と言い換えることも可能か？）、いわゆる「悪魔の証明」を求めるものであり、このような規定がわざわざ設けられていること自体奇妙に見受けられるためである。これから申立を行おうとする者は、この規定を見て、具体的には何をどの程度主張・立証すれば自身の主張（立証）責任を果たしたことになるのか、判断に迷うであろう。しかし、この問題については、「4.1 権利を有していないことの証明」にゆずることにする。

ドメイン名紛争においては、申立人に商標権が成立していることが前提であり、一方、登録者（被申立人）は当該ドメイン名を登録するに足る「正当な利益」が自身にあることを立証しなければならない²⁴。UDRPにおいて「商標（trademark or service mark）」には、登録商標以外に未登録の権利（unregistered rights）やコモン・ロー上の権利（Common Law trademarks）をも含むと解釈されている。そのため、UDRPに基づく手続下でこれらの権利の成立はどのような条件下でどの程度認められるのか、という疑問が生じる。

この問題については、その者の居住する国や地域や、商標権が成立している管轄や地域に関係なく、いずれにかにおいて通常のコモン・ロー上の商標権の成立要件を満たしていればUDRP下の手続においても商標権の成立が認められるべきであるとの解釈が主流であると思われる。そうでなければ、その他の点では同条件でも、居住する地域や所属する管轄によってコモン・ロー上の商標権が成立したりしなくなったりすることになり、制度の統一性がなくなってしまう。（登録商標がある場合も同様である。いずれの管轄内でその商標が登録されているかは、商標権の成立を検討するに際しては問題にならない）

実際、パネリストらの判断も、国や地域に関係なく、全世界で統一的に商標権の成立を認めるということだった。

よって、商標登録があればUDRP上のこの条件は成立していることになる（但、商標登録がある場合でも、商標権の成立を認めたPatent Office（特許庁）の判断が正しかったか否かまで検討する必要がある、との少数意見もある。パネリスト経験者の1人は、商標権の成立の手続きに瑕疵がなかったかまでを深追いする必要があると述べていた。

そして、登録商標がない場合、特定の用語や名称について未登録の権利やコモン・ロー上の商標権が成立すると認められるか否かの判断基準は、その用語や名称が、特定の商品やサービス（役務）と結び付けて利用され、特定の商品やサービス（役務）の出所機能を備えているか、という点が重要な判断基準である。ワークショップにおい

²³ JP-DRP第4条a.(ii)

「登録者が、当該ドメイン名の登録についての権利または正当な利益を有していないこと」

²⁴ UDRP第4節c. は、legitimate interest（正当な利益）を有していると認められる事情を挙げている。

第1部 第4章 ドメイン名をめぐる紛争及び紛争処理体勢の動向

て紹介された、402 Shoes, Inc., dba Trashy v. Jack Weinstock Whispers Lingerie, Case No. WIPO D2000-12230616 [trashylingerie.com] のケースは、一般用語 (generic term) について商標権の成立が認められた、面白いケースと思われる。著名な人名や名称については、次の「2. 著名名称 (celebrity names)」にゆずる。

2. 著名名称 (celebrity names)

著名名称や有名人の氏名について、それらが未登録であってもコモン・ロー上の商標権の成立は認められるのであろうか。

ワークショップにおいて紹介された、The Hebrew University of Jerusalem v. Alberta Hot Rods, Case No. WIPO D2002-0616 [alberteinstein.com]のケースは、著名名称「Albert Einstein」について商標権の成立が認められなかった例である。パネリストが「Albert Einstein」の著名名称に商標権の成立を認めなかった理由が重要である。

本ケースを担当したパネリストは、Albert Einstein 本人に生存当時自身の氏名を商業的に利用していた事実がないことから、申立を認めなかった。

また、別のパネリスト Tony Willoughby は、「それ (著名名称) が商標なのか否か」が問題で、常にこの点を検討しなければならないと話していた。

3. 同一 (identical) 、あるいは混同を引き起こす程の類似性 (confusingly similarity)

これは、パネリストによって考え方に相違が見られる点だった。もっとも、類似性の判断が困難なのはドメイン名紛争に限らない。

WIPO ワークショップにおいて解説されたのは、現在2つ、あるいは2つの双方を使い分ける考え方を大多数のパネリストが採用しているということだった。1つは、ワークショップにおいて「objective approach (客観的アプローチ)」との呼称で解説されたもので、もう一方は、「subjective approach (主観的アプローチ)」との呼称で解説されたものである。

「objective approach (客観的アプローチ)」は、争いとなっているドメイン名に商標が文字列として含まれてさえいたら、そのドメイン名はその商標に類似するものとの考え方を採るものである。

一方、「subjective approach (主観的アプローチ)」は、問題となるドメイン名を見た人物が、当該ドメイン名と商標が類似すると思うかどうか、ということを経験性の判断の基準にするという考え方である。WIPO ワークショップで紹介された、America Online, Inc. v. Johuathan Investments, Inc., Case No. WIPO D2001-0918 [aollnews.com, fucknetscape.com]のケースは、「subjective approach (主観的アプローチ)」を採り、類似性を否定したケースである。同ケースでは、パネルは、[fucknetscape.com]のドメイン名が、「It is a name, which, by its very nature, declares that it is hostile to Netscape (参考訳: この名称は、その根本的性質からして、Netscape に敵対するものであることを宣言しており)」、このようなドメイン名を

登録した者がそうしたドメイン名を登録したのは、「not because they believe people will believe that the domain name in question or any site to which it is connected belongs to or is licensed or endorsed by the trade mark owner（参考訳：問題の当該ドメイン名が、あるいは、それが結合しているいかなるサイトも、商標権者に属している、あるいは商標権者から認可されている、あるいは商標権者により是認されたものだ、人が思うだろうと彼ら（当該ドメイン名登録者）が思ったからではない）」のであるから、類似性があるとはいえないとの判断を示し、申立を棄却（dismiss）した。しかし、もし、本ケースが「objective approach（客観的アプローチ）」に依拠するパネリストに当たっていたならば、紛争の対象であるドメイン名に「Netscape」の文字列が含まれているから、との理由で類似性があると判断されただろう。

しかし、類似性有りだと判断された場合でも、申立人が主張しなければならないとされるその他2項目（登録者が正当な利益を有していないこと、登録者が悪意で登録・利用していること）の主張（立証）を検討した場合、特に悪意性の有無の判断により、裁定の結論は、最終的にはあまり違いがでるとは限らない。「objective approach（客観的アプローチ）」は、類似性の判断が機械的にできる反面、そのドメイン名が商標を侵害するものではないことが客観的に明らかの場合や、一般消費者がそのドメイン名やそのドメイン名によって表示されるWebサイトを商標権者と混同しないことが明らかの場合であっても類似性があるとの判断し、他の2項目の判断においてその点を補うことになる。一方、「subjective approach（主観的アプローチ）」では、そのドメイン名により混同が生じるか否かが明らかの場合には問題ないものの、微妙なケースにおいては類似性の判断は難しくなり、代りに残りの2項目の判断は楽になる可能性がある。WIPO ワークショップでの説明では、結果として、両者のアプローチでも最終的な判断結果にあまり差は出ていないということである。

なお、「objective approach（客観的アプローチ）」及び「subjective approach（主観的アプローチ）」の両方を使い分けるパネリストもいるようである。

WIPOの事務管理者²⁵によれば、これら2つのアプローチ及び両者を使い分ける考え方は、現在WIPOにおける裁定において多数を占めているということだった。

4. 立証

4-1. 登録者が、ドメイン名について権利や正当な利益を有していないこと

既に1.で述べた「悪魔の証明」の問題である。申立人は、申立書内で、登録者（被申立人）が紛争の対象となっているドメイン名について権利または正当な利益を有していないことを主張しなければならないとされているため、どの程度まで主張すれば、主張責任を果たしたことになるのか、という問題が生じる。

これについては、Scott Donahey の解説が参考になる。裁定の主流は、一定の主張を

²⁵ 裁定判断には影響を及ぼさないが、手続面のチェックや裁定判断の確認等に関与している。

第1部 第4章 ドメイン名をめぐる紛争及び紛争処理体勢の動向

することで申立人側の義務が果たされたものと扱っているようである。ここでは、登録者（被申立人）側に権利や正当な利益がないとの主張を申立人が提出するだけでは不十分である。主張に加えて、登録者（被申立人）側に権利や正当な利益がないこと主張する根拠を挙げることで、申立人側の主張責任が果たされたものとして扱われ、申立人の主張する事実関係についての推定が働くことになるであろう。

4-2. 立証責任

前項の「4-1. 権利を有していないことの証明」にも一部関連する問題である。

立証責任（burden of proof）は、つねに申立人側にあり、申立人側が自身の立証責任を果たした場合には、立証責任は、今度は登録者（被申立人）側に移転する。それに対して、上記のような、例えば、登録者（被申立人）側が、正当な利益や権利を主張し、それを裏付ける資料を提出してきた場合には、最終的にはどちらの立証が成功したと判断するのであろうか。この点については、ワークショップでも参加者から、最終的な立証責任の所在について質問がなされていたが、これに対するパネリストの回答は、両者の相互作用であるということだった。

DRP は迅速な裁定を目指しているため、両当事者とも主張・証拠の提出の機会は原則1度しかない。そのため、自身に有利な証拠は、申立人であれば申立に添付して、登録者（被申立人）であれば答弁書に添付して全て揃えて提出するべきである。いずれの側の証拠を採用するかはそれぞれの証拠の証拠能力及びパネリストの判断ということになるであろう。

5. 悪意（bad faith）

5-1. 悪意の登録及び使用

UDRP 第4節 a. (iii)は、「your domain name has been registered and is being used in bad faith（参考訳：登録者のドメイン名が、悪意で、登録かつ使用されていること）」を申立人は主張しなければならない、としている。

ここでは、2つ問題が考えられるだろう。1つ目は、「登録」と「使用」の両方の（時点での悪意性の）要件をどこまで厳密に追求するか、という問題であり、2つ目は、UDRP第4節a.(iii)は、登録者（被申立人）が悪意でそのドメイン名を登録及び使用していること的主張を申立人に求めているが、登録及び使用に際しての登録者（被申立人）の悪意性は特に登録者（被申立人）の内心の問題であるため、申立人側でどのようにしてそれを立証するか、という問題である²⁶。

ちなみに、UDRP 第4節 a.(iii)は、規定上は、「assert（主張）」を求めているのみであるかにも読めるけれども、先の「4-1. 権利を有していないことの証明」同様、実際のところは主張するだけでは足りず、パネリストが悪意性を認定するに足る背景事

²⁶ なお、JP-DRP第4条a.(iii)は、登録あるいは使用の両方の時点での（登録者の）不正の目的のみを要求している。

情をやはり申立人側で挙げる必要があるだろう。UDRPは、悪意性が認められる4つの場合を第4節b.に例示しているが、勿論悪意性が認められる場合はこれら以外にもあらゆる場合が考えられる。

1つ目の問題に戻ると、「悪意の登録及び使用」は、もし第4節a.(iii)の規定を厳密に解釈するならば、いわゆる「passive holding(非活動的所有)」のケースはこれをクリアできない、という障害が発生する。登録しているけれども使用の実態がない場合も多いだろう。また、Webサイトを形式的には開設しているけれども、実質的な中身が何もない場合を「使用」と認めるか、という問題や、ドメイン名の登録時点や登録後の使用のある時点でも登録者が本当に善意だったとして、その後いずれかの時点でそのドメイン名の使用の様態が悪意性のあるものになった場合、第4節a.(iii)の要件を厳密には満たさないのではないか、という問題がある。

これらの問題については、少なくともWIPOの裁定では、かなり緩やかな解釈が採用され、事実上は、登録あるいは使用の時点での悪意性が認定されれば、第4節a.(iii)の要件が満たされたものと扱われる場合が多いようである²⁷。

その他、第4節b.は、悪意性が認定される場合を(i)から(iv)までを挙げ、そのような事情があるときは、ドメイン名の登録及び使用について悪意性が認められなければならないとしている。しかしながら、(iii)の、登録者がドメイン名を競業者の事業を混乱させることを主たる目的として登録している場合や、(iv)の、ドメイン名により登録者が商業的な利益(commercial gain)を得る目的で、登録者が申立人の標章と混同を生じせしめることによりユーザーを当該ドメイン名により表示されるWebサイトに引き寄せている場合、については特に、どの程度まで厳密な解釈をするべきなのか、という問題がある(第4節b.(i)の、金員の支払要求目的のドメイン名取得については次の5-2.にゆずる)。なお、同(ii)の、商標権者を妨害する目的でのドメイン名取得の常習行為に関する規定については特段解釈上の問題点はないようであるが、サイバースクワッターの手口が巧妙化しているため、最近は適用事例が殆どない。

なお、競業会社でない場合や商業的な利益を目的としない登録は、悪意の登録及び使用であるとはみなされないのか、という点については、柔軟な解釈で競業関係や商業的な利益の目的を認めようとする傾向にあるようである。

競業会社ではなく、また、営利を目的としない場合でも悪意の登録及び使用であるとしたケースもある²⁸。但、多数のパネリストがこのような考え方を採用している、という訳ではないようである。

5-2. 金員の支払による譲渡の提示

金員の支払による譲渡の提示自体は、問題とならない。但、商標権者の所有する商標

²⁷ 但、「登録及び使用」の要件を厳密に解釈しているケースもある。例：Ee-Duction, Inc. v. Zuccarini, WIPO Case No. D2000-1369 [education.com]。

²⁸ Compagnie Generale des Matieres Nucleaires v. Greenpeace International WIPO Case No. D2001-0376 [cogema.org]

第1部 第4章 ドメイン名をめぐる紛争及び紛争処理体勢の動向

を含むドメイン名を登録者が登録し、争いとなった場合、悪意性との関係で譲渡の提示の事実やその具体的な提示金額が考慮されることになるだろう。

UDRP 第4節 b.は、「primarily for the purpose of selling, renting, or otherwise transferring the domain name registration –(omit)—for valuable consideration in excess of your documented out-of-pocket costs directly related to the domain name (参考訳:(略)そのドメイン名の取得に直接要した書面化されている支払金額を超えた対価のために、販売、貸与または移転することを主たる目的としているとき)も悪意性が認められるとしているが、ドメイン名の取得に要した金額を若干でも上回る金額を請求したら直ちに悪性が認定される、というものでないだろう。

5-3. 不平サイト・批判サイトと「表現の自由」「言論の自由」

いわゆる「gripe site (不平サイト・批判サイト)」は、「表現の自由」や「言論の自由」により正当な利益を認められるか、という問題である。UDRP は、この問題について特に言及していない。

「gripe site (不平サイト・批判サイト)」とは、例えば、ソニー製品の消費者が同社の製品の批判をするために「Sony」を含むドメイン名を登録する、あるいは例えば、株主が経営陣の方針を批評・批判するために社名(社の商標権)を含むドメイン名を登録し、こうしたドメイン名による Web サイト上で製品、経営方針や社の方向性等について批判したり、チャットを展開したりするサイトを指す。こうしたドメイン名の使用は、登録者側の「表現の自由」や「言論の自由」を理由に、ドメイン名を登録・使用する正当な利益の一種として保護されるか。

微妙な問題であるが、WIPO ワークショップにおいて、あるパネリスト経験者(Tony Willoughby)は、例えば、<Kodak.com>に対してはそれが Kodak の公式な Web サイトであると期待するのであって、実際にそこに入ってみるとそこは公式な Web サイトではなく、入ってから騙されたことに気付くが、これをドメイン名の正当な使用と認めるのは難しいのではないかと話していた。また、これに対し、別のパネリスト経験者(Dennis Foster、米国弁護士)も、「言論の自由は、例えアメリカ(合衆国)においても絶対的な権利ではなく、パネリストの大多数は、例えその人の出身がアメリカ合衆国だとしても、恐らく彼(Tony Willoughby)に同意すると思います」と述べていた。

このように、誤認が伴う場合には、「表現の自由」や「言論の自由」を主張しても正当な権利として認められず、悪意と判断することが多いようであるが、類似の例で悪意性を認めていないケースもあり、悪意性の判断は微妙である。また、開設されるサイトの内容によっては、7.の、商標権の価値の低下(tarnish、dilution、UDRP 第4節 c.(iii))にも関連する問題である。

6. 正当な利益 (legitimate interest)

6-1. 善意 (bona fide) によるドメイン名の使用あるいは使用準備 (demonstrable

preparation)

UDRP 第4節 c.(i)である。具体的には、特定の商標に抵触している可能性のあるドメイン名の使用について登録者がそのことを知らなかった場合、どれだけの理由があれば善意と判断されるのであろうか。

また、UDRP 第4節 c.(i)は、「before any notice to you of the dispute (参考訳：登録者が、この紛争についての通知を受ける前に)」使用あるいは使用準備していた場合、とあるが、申立以前に登録者が申立人から通知を受ける等していた場合は、その時点以前に使用あるいは使用準備が行われていたことが求められる。「使用準備(demonstrable preparation)」をどの程度まで広く認めるか、という問題もある。例えば、登録者が、ドメイン名を登録した上で使用していないが、「Web サイトを開設するだけの費用がないので Web サイトを自分で立ち上げるためのコースに通っている」等主張する場合、これを「使用準備(demonstrable preparation)」として認めるか、という問題である。登録者側がこのような主張をするケースは非常に多いということであったが、WIPO ワークショップにおいて、これに対するパネリストらの明確な判断基準は示されなかった。諸事情を総合的に検討した上で事実認定が行われるようである。

なお、「知らなかった」ということに関しては、登録済商標のインターネット検索や、その他登録しようとするドメイン名が既に登録済みであるか否かを事前に調査することまでを求められるものではない、というのが多数のパネリストの考え方であるということだった。

6-2. 登録者が商標権を有していなくてもそのドメイン名の名称で知られている (commonly known) とき

UDRP 第4節 c.(ii)である。これにより保護される代表的な例は、問題となるドメイン名が特定の人物の氏名、氏名の頭文字あるいは氏名とその頭文字の組合せ、あるいは呼称であるときである。

ドメイン名が登録者の氏名、氏名の頭文字あるいは氏名とその頭文字の組合せ等である場合には、登録者の正当な利益は通常認定されている (Japan Airlines Company Limited v. TransHost Associates、 JAL Systems and John A Lettelleir Case No. D2000 – 0573、 Penguin Bookes Limited v. The Katz Family and Anthony Katz Case No. D 2000 - 0204)。

しかし、ドメイン名が登録者個人の呼称・ニックネーム等である場合には、裏付けの提示は個人にとっては企業や団体の場合よりも容易であろうと思われる反面、事実認定における客観性をいかに保つかという問題が生じるように思われる。実際、先の [penguin.org] のケースは、登録者が「penguin」のニックネームで呼ばれているとの主張が正当な利益として認められたケースであったが、WIPO ワークショップにおいては、これに対して、全く反対の見解、すなわち、被申立人のニックネームが「ペン

第1部 第4章 ドメイン名をめぐる紛争及び紛争処理体勢の動向

ギン」だったとは自分は全く納得できなかったし、被申立人がフリーライドしたと確信している、と述べていたパネリスト経験者もいた。

7. ドメイン名により、商標権の価値が損なわれるとき (tarnish、dilution)

UDRP 第4節 c.(iii)である。WIPO ワークショップでの解説によれば、これは、UDRPのうち最も利用されていない部分である、とのことだった。

その理由は、「価値を損なう (tarnish、dilution)」というのは、経済的な概念であるが、その立証が困難であることが最大の理由であろうとのことだった。

また、いわゆる「dilution concept」「dilution doctrine」(希釈化概念、希釈下理論)²⁹に依拠するパネリストはいないはずであるということだった。

但、著名商標に類似するドメイン名がいわゆるアダルトサイト等に使用されていた場合に、商標価値が損なわれたと主張して成功した申立例は何件かあるようである。

²⁹ 「dilution concept」「dilution doctrine」: 商標、商号その他営業上使用される標識の機能、特に顧客吸引力が損傷され、減少する現象を指す。著名標識を異種商品や営業に無断で使用する行為を禁止する必要から発展した理論。